

## 成長産業の創出

# 民間ロケット打上げ事業の円滑な実施に向けた環境整備

## 現 状

- ・国主導だった宇宙開発に民間の参入が進みつつある中、人工衛星の打上げ・管理に関する国の許可制度等を規定した「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律」（通称：宇宙活動法）が2016年に成立
- ・事業者が人工衛星等の打上げを行う場合、宇宙活動法第4条において、その都度、内閣総理大臣の許可を受けなければならないが、許可の要件の一つとして、同法第6条及び同法施行規則第8条に基づき、**打上げ施設周辺の安全確保の措置**が求められている
- ・また、内閣府が策定した「人工衛星等の打上げに係る許可に関するガイドライン」において、宇宙活動法に基づく審査基準の一つとして、事業者は、**警戒区域を設定し、第三者が進入している場合や進入しそうな場合は打上げを中断**することが求められている

## 課 題

- ・本年3月9日に、本県串本町に立地する民間ロケット射場「スペースポート紀伊」から、政府の小型衛星を搭載したロケットの打上げが予定されていたが、警戒区域内に第三者（船舶）が残留し、安全確保の措置が取れなかったことにより、発射直前に延期が決定（その後、3月13日に打上げは実施）
- ・現行制度では、警戒区域内に残留・進入している者に対し、退去を命じたり、進入を制限する法的根拠がない。そのため今後も、事業者の準備や天候等の条件が整ったとしても、第三者要因で打上げ延期となるリスクが残存する
- ・この状態を放置すれば、打上げ事業の円滑な実施に支障を来し、民間事業の予見可能性が阻害され、延いては日本の宇宙産業の発展にとって障害となる

## 具体的な措置

- ・我が国の宇宙産業の発展及び公共の安全の確保のため、打上げ事業の実施主体である民間事業者が、国の許可を得て、警戒区域を設定し、正当に安全確保措置をとる際に、第三者の進入を抑止するための法的措置を講じること
- ・安全確保措置に関して、国及び自治体が協力して必要な環境整備を行うこと

---

## 地方での「空飛ぶクルマ」の実用化の推進

---

### 現 状

- ・「空飛ぶクルマ」の社会実装に向けて、「空の移動革命に向けた官民協議会」において官民一体となった議論が進められている
- ・当該協議会が策定した「空の移動革命に向けたロードマップ」では大阪・関西万博での商用運航の開始を目指し、地方においても観光・二次交通としての利活用が見込まれている

### 課 題

- ・「空飛ぶクルマ」の実用化においては離着陸場の整備が必須であり、事業者は将来実用化が見込まれる様々なタイプの「空飛ぶクルマ」に対応が可能であることが必要
- ・さらに、誘客促進の見地から、二次交通との連携を考慮した、より利便性の高い場所での立地が求められるとともに、電源設備の設置や安全性の確保など実用化に向けての投資は大きい
- ・現状、「空飛ぶクルマ」が新たな交通サービスとして日常生活に普及するまで時間を要する



### 具体的な措置

- ・地方における「空飛ぶクルマ」の民間事業者によるビジネス展開を促進させるため、離着陸場の整備等に関する支援施策を創設すること
- ・「空飛ぶクルマ」の実用化に向けたモデル事業を創設し、新たな交通サービスとして根付くまでの支援を行うこと

# 地方における中核産業の脱炭素化事業転換支援

## 現 状

- ・カーボンニュートラルの実現に向けて、産業部門の製造プロセスにおける脱炭素化が時代の潮流
- ・その中でも、CO2排出量の多い石油精製業や鉄鋼業などは、ビジネスモデルや戦略を根本的に転換し、GXを実現できなければ生き残れなくなる
- ・これまで地域経済の中核を担ってきた県内の主要企業においては、脱炭素社会における成長産業への大きな事業転換が必要

## 課 題

- ・石油精製業や鉄鋼業などの企業は、老朽化への対応や脱炭素に向けた事業転換を求められており、そのための技術開発や実証にあたり、既存の施設や技術を最大限活用しても、大規模な投資と一定の移行期間が必要
- ・成長産業への事業転換が行われる場合でも、その実現までの移行期間中に立地市町村・地域においては、経済水準や雇用が確保できず、衰退しかねない

## 具体的な措置

石油精製業、鉄鋼業など、従来、地域経済の中核を担ってきた企業が、脱炭素化に対応するために行う大規模かつ抜本的な GX 事業転換について、以下の取組を通じて強力に後押しし、地域活性化とともに、我が国の国際競争力の強化につなげること

- 1 従来産業の工場が、地元と連携し、既存施設も活用して成長産業へと事業転換を図るために行う大規模投資に対して、脱炭素化に向け地元が掲げる方向性も踏まえ、政府の GX 関連の投資支援策を積極的にマッチングし、適用すること
- 2 政府方針と合致した GX 投資の地方への呼び込みに加え、移行期間における経済・雇用面での落ち込みによる地域経済の衰退を防ぐため、国と地方が一体となり、事業者の技術開発・実証や下請企業の事業再構築、産業人材の育成など、期間とエリアを区切って集中・一貫して支援し、地方における成長産業への円滑な事業転換と産業集積を通じた地域活性化を実現すること

# カーボンニュートラルの実現に貢献する持続可能な林業・木材産業への支援

## 現 状

- ・ 森林が県土の約 8 割を占める本県では、この森林資源を活用して 2050 年カーボンニュートラルの実現に貢献するよう「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環的利用を積極的に進めることが必要
- ・ このためには、林道の整備、高性能林業機械の導入及び森林整備の計画的な実施のもと、森林クレジットも活用した持続可能な林業・木材産業を推進することが不可欠

## 課 題

- ・ 本県における素材生産量の増加や適切な再造林等の推進のため、更なる国予算の確保が必要不可欠
- ・ 林業の担い手が減少傾向にある中、素材生産の省力化を進めるため、高性能林業機械の導入にあたって、更なる積極的な支援が必要
- ・ 県では、無垢材を利用した木造建築物（トラス構法）をモデル的に建設するなど、積極的な木材利用を進めているところであり、このような取組を市町村や民間に広げるための支援が必要

## 具体的な措置

カーボンニュートラルの実現に貢献する持続可能な林業・木材産業を推進するため、以下の取組を通じて強力に支援すること

- 1 地域の実情に応じて計画的に事業が実施できるよう、林道整備、高性能林業機械の導入及び森林整備に係る予算を十分に確保するとともに、高性能林業機械導入に係る補助率の拡充（1/3→1/2）を図ること
- 2 建築物への更なる地域材利用を進めるため、現行事業における C L T 等の構造物と同様に、一般木造構造物に係る補助率の拡充（15%→1/2）を図ること

# 地域脱炭素に係る重点対策期間の延長

## 現 状

- ・2015年の「パリ協定」の歴史的合意以降、政府は2050年カーボンニュートラルの実現に向け、高い目標を掲げ、各分野における取組を展開してきており、地方の取組に関しては、「地域脱炭素ロードマップ」に基づき、2025年までの5年間に政策を総動員し、人材・技術・情報・資金の積極支援を行ってきたところ
- ・そのような中、本県の2020年度の温室効果ガス排出量は、基準年(2013年度)に対して、約31%削減はしているものの、目標とする2050年カーボンニュートラルの実現には、程遠い状況である
- ・また県内においては、人的・財政的に余裕がない等の要因により削減目標が未策定の市町村があるなど、地域脱炭素の取組が進んでいない
- ・このような状況に鑑み、本県では新たに脱炭素政策課を設置する等、体制強化を図るとともに、市町村を巻き込んで取組の拡大を開始したところ

## 課 題

- ・2050年カーボンニュートラルの実現には、地域を含めた脱炭素の取組を大きく加速することが必要である
- ・国の重点対策期間は、2025年に終了する予定である
- ・**地域脱炭素に係る国の支援が継続されなければ、2030年温室効果ガス46%削減、2050年カーボンニュートラル実現は困難**

## 具体的な措置

2050年カーボンニュートラルの実現がなされるよう、国による支援を継続し、地域脱炭素に係る重点対策期間については延長すること